平成２１年（フ）第３３４７号
名古屋市名東区平和が丘１丁目135番地　光ケ丘ハイツＢ棟108号
債務者　メンズ１４０都通店ことＥＴＥＲＮＡＬ∞ＳＴＹＬＥ１４０こと　吉田　貴昭
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７７９号
名古屋市東区大幸３丁目16番26号　ヤマト運輸名古屋東寮
債務者　太田　公臣
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６５号
愛知県大府市横根町名高山86番地の１　東海興業名高山寮
債務者　山崎　　護
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１６号
愛知県海部郡蟹江町城２丁目460番地、住民票上の住所愛知県海部郡蟹江町本町片堀38番地　加賀荘８号室
債務者　松尾　和則
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３７８号
大阪府池田市神田１丁目７番３－Ｄ号
債務者　白田富美子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３９１号
大阪府八尾市東山本新町８丁目15番27―202号
債務者　疋田　　伊
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１号
新潟県佐渡市八幡新町87番地７
債務者　中川美代子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２２年（フ）第５号
静岡県富士市十兵衛246番地の２　プラザ・ドゥ・スプライト202号室、住民票上の住所沖縄県沖縄市住吉２丁目12番19号　漢那アパート
債務者　長堂　　譲
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３１号
静岡県富士市厚原2268番地の３　田中アパートＡ－１号、前住所静岡県静岡市清水区横砂中町15番17号　小長井アパート１
債務者　高澤　芳光
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３５号
静岡県富士市川成島550番地の３市営住宅田子浦団地Ａ―507号、前住所静岡県富士市横割３－４－28、前々住所静岡県富士市伝法1463番地
債務者　フジタ　ナルシサ　アルカ
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１２号
新潟県佐渡市加茂歌代1271番地１
債務者　小池　洋美
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時30分
新潟地方裁判所佐渡支部

財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日の変更

平成２１年（フ）第４５７号
宮崎県東諸県郡国富町大字深年5060番地77
破産者　宇都　良和
財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月23日午前10時を平成22年５月11日午後２時30分に変更する。
平成22年３月３日　　宮崎地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５号
宮崎市生目台西２丁目３番地１　県営住宅13棟８号
破産者　川越智佐子
財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月23日午前10時を平成22年５月11日午後２時30分に変更する。
平成22年３月３日　　宮崎地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第９６２号
千葉県船橋市芝山４丁目26番２号
破産者　山下　賢一（旧姓宇野）
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第８５８号
静岡県御前崎市佐倉835番地の２
破産者　佐倉製茶株式会社
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１０５号
秋田県大館市比内町扇田字長岡70番地３
破産者　株式会社武田組
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大館支部

平成２０年（フ）第１０７号
秋田県大館市比内町扇田字長岡85番地10
破産者　有限会社タケダ企画
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大館支部